

新型コロナウイルス感染症防止のための職員の在宅勤務の実施について

射水市

県内及び市内で感染者及び濃厚接触者数が増加している状況を踏まえ、職員を介しての市民の感染防止及び市役所機能の維持のため、下記のとおり職員が隔日で在宅勤務を実施する勤務体制に移行します。

1 対象職員

原則、会計年度任用職員を含む全職員（除外分野に従事する職員を除く。）

〈除外分野〉

新型コロナウイルス感染症対策、消防、病院、保育園・幼稚園

2 実施期間

令和2年4月22日（水）から5月8日（金）まで（週休日及び休日を除く9日間）

3 勤務体制及び内容

各所属において職員を2班に分け、1日ごとに交代で在宅勤務を実施する。

- ・ 班編成については、各所属において、課長と課長補佐を異なる班とすることや各係内で概ね同数に分けるなど、業務への影響が最小限となるよう工夫する。
- ・ 除外分野に従事する職員については、会議室の活用、週休日の振替え及び時差出勤の活用による分散勤務の実施を検討する。
- ・ 在宅勤務中は、自宅において通常業務の一部を行うほか、新型コロナ感染症収束後に市が優先的に取り組んだ方が良い施策の企画立案、今後の事務改善や業務効率化の方策検討等を行う。